

**蓮田市建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項  
(単品スライド条項) の適用に関する取扱い**

令和 8 年 4 月 2 7 日市長決裁

蓮田市が発注・契約する工事において、蓮田市建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の規定により、請負代金額が変更となる場合の取扱いについて、以下のとおりとする。

**1 適用対象品目及び材料**

別表のとおりとする。

**2 適用対象工事**

次の全てに該当する工事を対象とする。

ア 工期が基準日から 2 月以上残っていること。

イ 主要な工事材料の品目ごとに算定した当該工事に係る各変動額が、請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えていること。

**3 参考資料**

単品スライドを適用するにあたり、以下を準用する。

- ① 埼玉県建設工事標準請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の運用に関する基準
- ② 埼玉県建設工事標準請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)
- ③ その他関係資料

**4 その他**

この取扱いに定めるもののほか、単品スライドの適用に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して定める。

**附 則**

この取扱いは、令和 8 年 5 月 1 日から適用する。

別表 適用対象品目及び材料

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（賃料・損料についても対象とすることができる）
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料